

非常変災時における申し合わせ事項

(1) 「大雨、暴風を含む特別警報」および「**暴風を含む警報**」に関わって

- ① 午前7時までに解除された場合、平常通りに登校すること。
- ② 午前10時までに解除された場合、安全に留意して登校すること。
- ③ 午前10時においても解除されない場合、臨時休業となるので自宅学習をする。

* 「大雨、暴風を含む特別警報」および「**暴風を含む警報**」は県下全域だけでなく、県下のいずれの地域に発令されている場合でも臨時休業とする。

* 大雨、洪水、大雪等の警報発令の場合は休業日にはならない。安全に留意して登校する。

(2) その他交通機関に関わって、交通機関の乱れがある場合は、安全に留意して登校する。